

杉戸町建築物耐震改修促進計画（素案）に係る パブリックコメントに対する結果について

1 意見募集の概要

- ① 意見募集期間：令和8年1月16日（金）から令和8年2月16日（月）まで
- ② 意見募集の周知：広報すぎと、町ホームページ
- ③ 閲覧場所：杉戸町役場（建築課、行政情報コーナー）、すぎとピア、各公民館（西・東・南・泉）
生涯学習センター、エコ・スポいずみ、深輪産業団地地区センター、高野農村センター
杉戸町コミュニティセンター
- ④ 意見の提出方法：郵送、FAX、電子メール、町ホームページ

2 意見募集の結果

- ① 提出者数：2人
- ② 意見等総数：3件
- ③ 反映件数：1件

No.	項	意見の概要	意見に対する町の考え方
1	1 3	・（４）緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化 埼玉県で定める緊急輸送道路について説明では、耐震化を義務付ける路線が杉戸町内にあるということを補足すべき。	・ p 1 3、表 8 において杉戸町内の埼玉県で定める「耐震化を義務付ける」緊急輸送道路は標記済みであり、県は耐震診断を義務付ける路線として指定しています。
2	1 5	・（３）その他地震災害に関連する施策中に「・不法な盛土の早期発見」を追加し盛土規制法に基づく手続きが必要な工事かどうかの確認をすべき。	・盛土に関しましては、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、令和 5 年に「宅地造成及び特定盛土等規制法」が施行され、危険な盛土等を規制しています。 本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、既存の建築物の耐震化を促進することを目的として策定しており、ご意見にあります不法な盛土の規制につきましては、「宅地造成及び特定盛土等規制法」や「杉戸町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」など、別の法令および所管部署において対応・指導するものと考えています。 いただいたご意見は、防災対策上の視点として関係部署と共有させていただきます。
3	1 4	・本意見は、以下の観点から「除却補助」および「ブロック塀撤去補助」の創設を求めるものです。 耐震改修促進法第 2 条第 2 項において「一部の除却」	・ご指摘のとおり、「建築物の除却」は耐震化の一手段であり、本計画の耐震化率にも加味されています。

	は耐震改修として定義されており、埼玉県計画も「解消」を目標としています。 杉戸町有建築物の耐震化率は100%達成済みであり、今こそ民間住宅対策へリソースを完全にシフトできる段階にあります。しかし久喜市・宮代町・春日部市には除却補助があり、宮代町・春日部市・越谷市にはブロック塀撤去補助があります。杉戸町のみ両制度がなく、「安全格差」が生じています。 本計画に「除却支援およびブロック塀撤去補助の調査・研究を行う」旨の追記を要望します。	また、危険なブロック塀につきましても、「除却」は安全性の向上につながるものと考えています。 ・ p 14、 (2) 耐震化を促進するための支援措置 1) 建築物耐震関連補助制度 耐震に関する国・県の補助制度を最大限に活用するとともに、旧耐震基準の建築物に対する耐震診断や耐震改修工事に係る町の補助制度に基づき、耐震改修に要する住民の意識向上と負担軽減に努めます。 <u>その他、旧耐震基準の建築物の除却補助や、危険なブロック塀の除却補助等の支援措置について検討します。</u> 上記下線部を追記します。
--	--	--